

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十八年各地方事務所定期監査の結果公表

監査公告

監査公告第七号

地方自治法第九十九條の規定に基き昭和二十七年及び二十八年にかゝる各地方事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年六月二十六日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治

監査箇所

中部地方事務所	昭和二十八年九月三日、四日
東部地方事務所	同 年九月十日、十一日
西部地方事務所	同 年九月三十日
同	同 年十月一日

同 角 田 健 太 郎

監査概況

懸案の地方事務所の統合整備は、昭和二十八年五月一日断行され、東部、中部及び西部の三地方事務所に簡素化し強化されて新発足したが、監査は、統合前の岩美、八頭、氣高、東伯、西伯及び日野各地方事務所に對するものと、統合後の現地方事務所に對する兩年度の事務につき執行したが、その結果、從來指摘した事項は、それぞれ改善されつゝあるものと認められた。しかしながら本庁、地方機關を通じて事務配分及び組織その他に根本的検討を要するものがある。

すなわち、統合によつて機構の簡素化と人員配置の合理化、人事交流による職員の質的充實をはかり第一線強化の實を擧げつゝあるものと認めるけれども、局部的に

は人員不足のため事務の厳正適確を期し難いもの、権限移譲及び事務配分に十分なる配意が欠けました予算の配当が不円滑なため行政能率及び財政効果を期し難いもの等見受けられ二重行政の弊害がなお一部に認められる、殊に東部地方事務所は地域的にみて検討の余地が多く現業事務を除いては獨立の意義が乏しいので存廃について当局は慎重に考究すべきである。

各種事業の執行についてみるに、地方事務所は管内の实情に即する総合的行政運営に留意努力しているものの、その基礎となる豫算に關しては所長の意見又は計画が十分折り込まれることなくあらかじめ年間の執行計画を樹てることができず、やむなく令達予算に應じて無計画に業務を遂行している実情にある。しかして所管業務を積極的に遂行している部分にあつてはこれに經費が伴わず所長、課長が經費確保のため本廳各課に折衝を余儀なくしている等能率的と認め難く、本廳優先の傾向が全般的に見受けられるが根本的に是正すべきである。要するに、地方事務所の強化策として組織機構を整備し、現

職の部課長を第一線に配属し、統合による余剰人員を再配置して体制を整え、知事の権限を大中に移譲したけれども、予算、人事及び事務配分の面になお欠陥があるため地方事務所の自主性、総合性を困難なものにしていくので当局は、事務の適正と、行政の末端滲透を期するよう格別留意し、併せて本廳の内部統制を強化し地方機關との有機的結合をはかるよう最善の方策を構することが肝要と認める。

なお、監査の結果各所共通の指摘事項を掲げると概ね次の通りである。

一、地方事務所費その他各事業費等の配分については、冒頭に述べたごとくあらかじめ年間の見込額を内示し、執行に計画性をもたしめるよう配意が肝要であるが、このためには予算の編成に當つて本廳、地方別の區分を明確にすることが先決要件と思うので、議決後速かにこれを内示せしめるよう格別の措置を講ぜられたい。

二、町村合併は自治行政基盤確立のため現下最も重要な

る施策であり、各所とも促進に努力し、全国的に優秀な成績を擧げていることは眞に結構であるが一般住民に對する啓蒙と町村行財政の指導がこれに併行せず合併による利害得失についての具体的な基礎資料等は整備されていなう。

このため、合併によつて舊町村の赤字財政の實體が表面化している事例が多く指導の徹底に留意が望まれる。

すなわち町村合併によつて財政基盤は強固なものとなること期待されるにもかかわらず、從來の放漫な行財政と合併諸經費並びに便乘の不健全支出等によつて實質的赤字を生じているものが監査時現在二十七團體あり、新町村は、繼承した負債の整理に吸々とし、合併の眞価を發揮できないという實情は憂慮すべきである。

町村合併促進法の施行により今後計画性をもたしめることにはなるがこの点特に留意し、行財政指導に一層慎重を期し成果を擧げよう留意を望む。

なおこれが所要經費の配当が十分でなくやむを得ず他の經費を充用しているが目的外支出せしめることのないよう当局は予算措置に格別配意すべきものと認めたい。

三、地方事務所の行政事務と表裏一体をなすべき農業改良普及事業は県下十七地區に事務所を置き普及員百二十六名を配属して技術普及生活改善指導に當つているが諸經費はすべて本庁が直接經理し事務運営等も本廳直屬の形となつており、地方事務所との相互連絡も十分といえないので地方事務所に普及センターを置き行政事務との連けいを保つことが能率的効果とかがえらる。

また耕地關係の各事業所は事業費予算に制約され年間を通じて見るに時期的に事務の繁閑がある一方地方事務所においては關係職員不足のため工事の指導監督等に徹底を欠く実情にあるので各事業所はこれを吸収統合すべきものとかがえらる。

ここに管内の重要事業に關し地方事務所に關與の

余地を與えないことは諸般の行政運営上支障を生じ慎重に考究すべき問題である。

本廳部課が直屬の出先機關をもつことは事務の滲透を期する上においては効果的ではあるが、統合行政並びに事務の適正能率の面からみて改善の余地がある。この際機構の簡素化をはかることが最も肝要と認めらる。

四、國民健康保險の休止町村に對する再開促進は各所の努力にかゝらず成績不振である。醫療社会保險制度の普及の成果は見るべきものがあり國保再建についても根本的對策を要するが、町村財政に制約される結果容易ならぬものがあるので、町村合併に際してこの点十分留意し努力されたい。

五、農業振興計画の樹立とその實施は各所とも眞剣に考慮すべき重要事項であるが現状はわずかに積雪寒冷單作地帯振興關係の事業計画があるのみで総合計画として見るべきものがなく補助獲得のための机上計画に終つてゐる憾があり地方事務所を通じて行ふ具の諸施策

との關連性が考慮されていない点検討を要する。

農業の振興は果敢の重点となるべきであつて、その計画は經費負担區分の如何にかゝらず総合的であつてしかも地方振興に眞の効果をもたらすものでなければならぬ。

またその實施に當つては財政その他の事情に應じ逐次計画的に實施すべきであるが現状は各種事業を個々に實施しているに過ぎないので今後果敢の総合運営及び重点施策遂行上考究されたい。

また農林關係の事務は相互に關連性があるので縦横の連けいを保つことは最も必要であるが、農業試験場における試験結果等管内の農業振興に不可欠の資料を送付されながら關係職員が全然周知せず、供覽のみによつて処理し何等活用してゐない事例が見受けられたが些細なことからはあるけれども執行態度の一端を示すものとして反省を促した。

六、農作物病虫害防除は、いもち病、二化めい虫その他の發生に對して防除所及び地元關係者の協力を得て防

除に努めてゐるが予算その他の措置を一層迅速にして早期防除を徹底することが肝要である。動力噴霧器、撒粉器の設置は毎年度助成してその整備を期した結果現在県下に相当台數配置されたが、これが活用について機動性に欠けるるのであらかじめ臨機即應の態勢を整え万全を期するよう留意が望ましい。

七、不振開拓地の振興については根本的對策の考究が必要である。

即ち經濟事情の推移に伴い開拓地の營農は容易ならぬものがあるがこのため開拓をおろそかにして他の職に轉じてゐる入植者もある事情は考究すべきである。殊に開拓政策の實施以來数年を経過しすでにその基盤は造成されるべき時期が來てゐるものとかんがえるがいまだその域に達しないものに對しては根本的に検討を加え入植者に對する營農指導及び施設の整備充實をはかられたい。尙償還金の收納整理についても努力が肝要である。

また買收地の賣渡及び登記未了のものが相当件數あ

るのでこれまた速かに処理すべきである。

八、農業協同組合の指導監督については監査毎に指摘していたところ昭和二十七年再度再建整備組合に重点を置き検査を實施し昭和二十八年度地方事務所統合後職員を増員をなし相当活潑に無通告検査等を實施し成果を擧げてゐるのは結構と認めたが法定の常例検査實施につき一層努力が肝要と認める。

なお農業共済組合に對する検査指導も不振につき留意を望む。

九、造林事業は前回に比し若干成績が向上し殊に地方事務所統合後は從來の形式的事務処理の欠陥を是正し地方の實情に即應する計画のもとに技術經營面からも検討して公私有林造林強化に努力してゐるものと認められた。

しかしながら本県総面積の七割を占める林野に對する施策としては森林蓄積の増加に最も留意すべきであるにもかゝらずいまだ十分といえず、伐採量との均衡を保ち得ないものと推定されるので造林面積の画期

的增加をはかるよう当局は配意されたい。

なお造林検査については特に厳正を期するとともに検査を通じ技術普及指導をはかるよう関係者の努力が望ましい。なお無許可又は無届伐採の防止についても一層留意されたい。

一〇、県下森林組合は一部を除きほとんど大部分の組合は経済的自立が困難なため組合活動は極めて不振のようである。

森林組合の指導は、現在県が県森連に一部委託して直接処理しているが地方事務所長に権限委譲すべきものとかんがえる。また林業経営指導員に欠員が多く他の職務を兼任せしめている等適切と認め難いので善処された。

一一、民生課の所管事務は一般事務と異り面接による処理が多くしかも複雑な家庭事情等私生活にふれる面が多いので各所に面接室（相談室）を設け援護指導の徹底をはかるよう措置されたい。

一二、社会福祉関係の事務は生活保護法児童福祉法、身

体障害者福祉法のいわゆる福祉三法と戦傷病者、戦没者遺家族援護法その他関係法令との調整をはかりつゝ保護の実施と被保護者の更生指導を行つてゐるが福祉主事一人の担当ケースは法定基準六五世帯を上廻り平均七一・二世帯（東部六三・中部七四・七、西部七六）となつてゐる。しかも各所とも山間僻地にわたるので事務過重となりケースを掌握することができず特に更生指導面が充分に出来ない現状と認められた。

遺家族援護により現在相当数保護廃止となつてゐるものがあるが社会情勢の推移によつては再度開始も予想されるのでこれが實情の把握と自活指導についても積極的配意が肝要である。

なお各所別保護状況を示せば次の通りである。

生活保護法による扶助世帯及び人員調

区分	昭和二十七年年度		昭和廿八年度(八月末現在)	
	延世帯數	金額	延世帯數	金額
東部	三、〇七三	四三、〇五三、四一四	二、二二六	一三、〇六六、五八三
中部	九、七三六	二四、〇六七、五五九	三、七三三	八、三三九、六六九
西部	一四、五四四	三七、〇七五、二六九	五、三三五	二、四九九、五五九
計	五七、三三三	一〇五、七七七、八四九	二〇、二九九	三三、四七七、八三九

一三、生活保護法は扶助家庭の保護を永續することが主眼でなく、自活せしめることが最終目的であるが生業扶助（一件四千円程度）は昭和二十七年三三件（東部五六、〇四〇円、中部三〇、三七〇円、西部三四、五四五円）で全般的に不振と認められた。生業扶助の審査については一層慎重に考慮し自活の途を講ぜしめるよう留意されたい。

一四、生活困窮家庭の児童生徒に對し教育扶助を行つてゐるがこれら該当者の中には長期欠席及び出席率のよくないものがあり扶助の主旨が履行されていない憾が

あるので實情を調査の上支給方法等について考究されたい。

教育扶助支給状況

区分	昭和二十七年年度	昭和二十八年年度(八月末現在)
	東部	二、三三三、〇〇〇
中部	一、五二九、九六九	七三三、〇六九
西部	一、九五五、二五九	九三九、六七五
計	五、八〇八、二三八	二、八〇八、九四九

一五、母子福祉資金貸付状況を見るに申請額に對し、一割程度に過ぎず不振である申請内容を十分検討し本制度の有効活用に留意を望む。

一六、火薬取締は所轄警察署と連絡してゐる程度で使用數量の確認、使用後の許可証返付等の処理が不充分である。特に最近における石材採取、森林土木その他一般公共事業の施行に火薬の使用が増加しており許可指導の徹底が望まれるが大口許可は（火薬二五疋以上、

雷管三百個以上、導火線五百米以上）本庁において實施しており現地確認もせず申請から許可までに相当日数を要している實情につき事務の簡素化及び適正を期するため地方事務所長に権限委譲するが妥当と認めらる。

一七、小水力発電事業については着々実現の段階にあり資源の開発、農村の工業化等地方の発展のために眞に喜ばしいが賣電價格が果營發電同様未決定のため折角の事業運営に影響があるので果としても善処協力を望む。

一八、無動力小型船舶（五屯と二〇屯）に對する漁船登録事務を処理しているが職員不足のため、取締指導は不徹底である。沿岸漁業の振興は放置できない問題であるので職員についても善処し指導の萬全を期せられたらう。

中部地方事務所 昭和二十八年九月三、四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

同 加藤 定 治
同 角田 健太郎

一、当所は地方事務所の再編成による影響が比較的少く従来東伯地方事務所として所管した事務の中、県稅事務を分離して中部県稅事務所に移管したほか、管轄區域の變更もなくそのまま事務を繼承し順調に処理している。また機構改革によつて五課十五係となり、人員の充實強化と権限委譲によつて漸次第一線行政を推進しつつあるものと認められた。ことに所内の事務連絡、管内の各出先機關等との連けいに格別意を用い総合行政運営に成果を挙げつつあり今後一層の努力を期待する。

地方事務所の運営は極めて困難なものがあるか、管内の實情に即應する重点施策を定め、特に町村合併による地方發展の基盤確立に主眼を置いてこれを中心とする諸般の施策遂行をはかり行政能率の向上を期していることは当を得た措置であつて、倉吉市制の実施を

はじめ県下最優秀の町村合併成績を擧げていることは眞に同慶に堪えなう。

二、町村行政指導は昭和二十七年十四箇町村（延二〇回）昭和二十八年合併町村を含む五箇町村（延五回）を重点的に實施しそれぞれに適切な処置をしてゐるものと認めるが、町村財政の健全化については根本的に考究すべきものがある。合併促進に努力を傾注するのあまり一部不健全な一時借入金により事業を實施する等財政運営に相当無理をしているものがあることは好ましくないので、財務監査を徹底し、合併町村の育成指導をはかるよう特に今後留意が肝要と認められた。

三、社会福祉關係の事務は従來の福祉課を民生課に改め社会、福祉、援護の三係に拡充したが毎回指摘することなく福祉主事の担当世帯が多く事務過重と認められ、また保護施設特に授産場の經營不振のものあり運営指導について根本的検討を要する等なお改善すべき点があるので留意されたい。なお保育所、母子寮、直營診療所その他社会福祉施設の増設について努力していること

は結構であるが、専従職員その他施設内容の充實と運営の合理化が最も肝要につき新設に當つては特に慎重を期し指導の徹底を圖られたらう。

四、身体障害者の福祉更生については他所同様留意努力し、手帳交付状況は昭和二十七年度一二九件昭和二十八年四四四件、監査時現在統計五六三件である。義肢、補聴器等の補裝具の交付は本庁直接処理しているが昭和二十八年度以降地方事務所長専決に改め業者の選擇、製作修理の契約型取合せ等一連の事務を所長限り円滑適切に処理しているものと認められた。なお県立の修理所はほとんど利用されず県外の業者或は機關に依存している實情にあるので当局は留意すべきである。

五、管下、三朝、三徳、小鹿、東郷、羽合等の温泉溪谷、湖水及び史蹟などを包含する一帯を県立公園として保存、開發すべく地元關係者の熱意とともに、当所の積極的施策としてその基本調査を實施し、推進していることは、單に觀光事業振興のためのみでなく農村

文化の向上、地方発展のために結構である。県全般的な再度から十分検討し実現せしめるよう当局の配意を望む。

六、経済関係事務の中、商工、水産関係の事務は殆ど本廳において処理し、地方事務所の権限は極めて少く指導その他の活動は低調である。また農業協同組合の指導は緊要であるがこれに對する定例検査は昭和二十七年は対象組合の約三分の一程度實施したにすぎない。職員不足のため困難なものがあるとは思ふが法定の検査を勵行するよう努力されたい。当所附設の病虫害防除は経費及び専任職員を確保し万全を期すべきものと認める。

七、林業関係事務は機構改革に伴う山林課の設置により全般的に見て積極的且つ適切に処理しつつあるものと見受けられ人工造林特に赤松林の施設改善に努力しているものと認められたが林業經營指導の強化、森林土木事業の適期施行及び私有林造林認定事務の合理化等について一層努力されたい。

八、樹苗養成事業は竹田、旭、三徳、榮の各森林組合における青挿、赤挿等の指導を行いまた管内樹苗業者の指導監督を行つており、この外県營由良苗圃及び自家養成による生産等もあるので管内需要は十分充たされる状況ではあるが、優良樹苗の生産につき努力されたい。なお幼苗養成事業及び県營由良苗圃管理は本廳直接処理しているが、地方事務所長に委任し管理指導せしめるが適當と認めるので当局は考慮されたい。

九、土地改良その他耕地関係事業の指導は技術者不足のため徹底を期し難いものがあるので、工事の監督検査に遺憾のないよう留意されたい。

一〇、經理出納その他事務の中次の点留意されたい。

1 県營用排水改良事業費中、東郷池拂水改良調査を十二月より三月迄實施しその間の使用人夫賃を四月三十日、四、二〇〇円、五月八日、八六、五四七円支出しているが早期に支拂すること。

2 特別会計母子福祉資金貸付事業費は、予算令達を受けながら七月現在において貸付してない。早期に

貸付をなし有効に利用させること。

3 辨償金及び報償金収入の中児童措置費辨償金未收

一八、一二八円あり収納に努力すべきである。なお家庭貧困のため徴收困難なものについては再調査の上適切な措置をすること。

4 事務用品等は各課の要求に應じ購入しているが品目員数が僅少であるため競走入札もせず、又見積書も徴せず比較的高價に購入しているものがあるので所要數量を纏め一括購入すること。

東部地方事務所 昭和二十八年九月十、十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

同 角 田 健 太 郎

監査概況

一、町村行財政の指導監督は昭和二十七年においては町村合併を目標としての實態調査に併せて行つていても、昭和二十八年においては、毎月三ヶ町村を實施

する計画にもかかわらず既に年度半ばの今日まで全然實施していない。今後強力に實施を望む。なお町村合併により不健全な財政運営が表面化している傾向が認められるので町村監査委員の活動促進に意を用いられた。

二、氣高郡東部十三ヶ村、岩美郡二ヶ村の鳥取市合併について努力し實現を見たことは結構であるが、合併促進に当つてはその主旨に即應し合併後における財政の健全なる運営を期し得るようあらかじめ綿密なる調査計画を樹てしめることが肝要であり、一般住民の啓蒙指導に格別留意すべきものと認める。

三、引揚援護について二十二世帯に對し住宅、就職等につき配意し特に引揚少年に對して所員が私費をもつて日本語指導その他援助を興える等引揚者に對する熱意は推奨すべきものがある。

四、國民健康保險制度運営に当り指導及び普及徹底に努力しているが管内における設置数は一市三十四ヶ町村であるが財政的に窮迫し辛じて運営している現状であ

るの一層の指導をなすことが肝要である。

五、森林組合の活動は一部の組合は可成活発であるが殆どどの組合は経済自立が困難の爲め極めて不振のやうである増資についても未拂の組合もあるし指導監督の要を認めるので地方事務所これが権限の移譲をなし経営指導員等をして強力なる監査指導を望む。

六、昭和二十七年年度以来県行造林台帳の整備に着手し現在約八〇%程度進捗(外業は完了)しているのは結構であり早急に完備されたい。

また、地上権設定登記が遅れているものがあり事務的に困難なものもあるが努力されたい。

なお県行造林面積の増加方策を根本的に研究すべき

ものとかんがえるので管理費豫算の確保についても当局の配意を望む。

七、耕地關係は丁度災害復舊事業の査定済のもので未執行分を年次別に見れば昭和二十四年災害六、七六九、二〇〇円二十五年度災害四七、九八〇、〇〇〇円二十六年災害二三、一四一、〇〇〇円二十七年災害一六、五六四、〇〇〇円計九四、四五四、二〇〇円であり現年度七月災害被害額(一ヶ所一〇萬円以上のもの)は九五、二二三、〇〇〇円に達する状況であるが未然防止のため過年度災害の早期復旧に努力が肝要である。

なお二十七年年度實施した復舊事業は次の通りである。

區分	鳥取・岩美		八頭・氣高		計	
	個所事業費	補助金	個所事業費	補助金	個所事業費	補助金
二十三水	二	九七三,〇〇〇	一〇	六三,四四〇	一二	一,〇三六,四四〇
二十四水	三	一,六五〇,〇〇〇	五	一,八三三,〇〇〇	八	三,四八三,〇〇〇
二十五水	一三	六,一八八,〇〇〇	一五	四,九四〇,〇〇〇	二八	一一,一二八,〇〇〇
計	一八	八,八〇一,〇〇〇	三十	六,四〇六,〇〇〇	四八	一五,二〇七,〇〇〇

八、八頭郡智頭町の温水溜池は昭和二十七年年度事業であるが二十八年三月五日指令し、用地買収の關係上年度内に着工できず監査当時に至るも未だ着手してないのは遺憾である。

九、農業土木關係職員不足のため測量設計並びに工事の監督等の事務過重となり公共事業の施工に遺憾なものがあるので遺漏のないよう留意を望む。

一〇、經理その他事務につき次の点留意されたい。

- (1) 湯山地区補助干拓事業資金八、〇〇〇圓を合併に伴う廳舎整備清掃人夫賃として支拂しているが適当となく。

(2) 二十七年年度積寒事業に對する寄附金収納に当り告知書を発行し徴収しているが寄附採納願により収入

手続をすること。

(3) 特別会計母子福祉資金貸付事業費は十一萬四千余圓資金がありながら監査当時において貸付してない。早期執行に留意すること。

西部地方事務所 昭和二十八年九月三十日 監査
十月一日

監査委員 岸 本 政 嘉
同 加 藤 定 治
岡 角 田 健 太郎

監査概況

一、町村合併の實績は他管内に比しおこなわれているが、部落懇談会の開催等により一般住民の町村合併に對する

計	二十七	九	四、四二、〇〇〇	二、七五七、一〇〇	九	一、九〇八、〇〇〇	一、二五〇、一五〇	六、一九九、〇〇〇	四、〇〇七、一五〇
	三	一四、七六、八〇〇	九、五三、七〇〇	七	二八、六三、〇〇〇	一八、五七、二〇〇	四、四九八、〇〇〇	二八、〇六九、七〇〇	

一一、日野上村の農道事業にして設計書と仕様書との不
 突合の点が見受けられた。すなわち基礎胴木において
 設計書は梯子胴木となつてゐるにもかゝらず仕様書
 は一本胴木使用となつてゐる。慎重を期すべきであ
 る。

一二、管内三十八開拓組合六百三十余戸の農家を担当す
 る營農指導員は僅か四名を配置し指導に當つてゐるが
 担当区域の廣汎と農家の点在等によつて充分な活動は
 期し難い面が窺われる。技術指導員の強化も考慮さる
 べきであるが地區農業改良普及員並びに蠶業技術指導
 員等の連絡協調が不充分であるのでこれらの機關と充
 分連携いし計画的營農指導に乗り出すことが肝要と認
 めた。

一三、当所は日米行政協定に基き現地駐留軍に對する勞
 務の提供を行うほか最近社会的に問題化されてゐる基

地對策一般渉外事務を管掌しその運営は円滑に執行さ
 れつつあるものと認めた。なお現地機關との一般的渉
 外事項はすべて當所で折衝されているにもかゝらず
 これらの經費は本廳主務課本意であつて僅か昭和二十
 七年度において壹万貳千円（渉外費交際費）をしかも
 年度末期に配当令達を受けてゐるがこれらに要する經
 費は今後考慮するよう主管当局の善処を望む。

昭和四十四年六月二十七日 鳥取県公報

行日火、金

鳥取県鳥取市東町
 鳥取市東町
 鳥取県
 印刷所